B　平成 28 年度から平成 30 年度までの地方財政状況調査による当該市町村の市町村民税の法人税割収入済額（「地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の「市町村の徴収実績」（以下この条において「市町村調査票徴収実績」という。）の表側「（エ）法人税割」、表頭「収入済額　合計」欄の数から市町村調査票徴収実績の表側「（エ）法人税割」、表頭「収入済額　標準税率超過収入済額」欄の数を控除した額）の合計数を 3 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　当該道府県の区域内の市町村に係る符号Ｂの合計

α　0.05

（地方消費税交付金の基準額の算定方法等）

第三十七条の四の三　地方消費税交付金の基準額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

Ａ＋Ｂ

算式の符号

A　次の算式Ⅰによつて算定した地方税法第 72 条の 115 第 1 項の規定による基準額（以下「地方消費税交付金基準額（従来分）」という。）

算式Ⅰ

$a \times \alpha \times 0.75$

算式Ⅰの符号

a　地方税法第 72 条の 115 第 1 項の規定により当該市町村に前年度の６月、９月、12 月、３月に交付される地方消費税交付金の額

α　1.108

B　次の算式Ⅱによつて算定した地方税法第 72 条の 115 第 2 項の規定による基準額（以下「地方消費税交付金基準額（引上げ分）」という。）

算式Ⅱ

$b \times \beta \times 0.75$

算式Ⅱの符号

b　地方税法第 72 条の 115 第 2 項の規定により当該市町村に前年度の６月、９月、12 月、３月に交付される地方消費税交付金の額

β　1.536

（地方消費税交付金の基準額の算定方法等）

第三十七条の四の三　地方消費税交付金の基準額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

Ａ＋Ｂ

算式の符号

A　次の算式Ⅰによつて算定した地方税法第 72 条の 115 第 1 項の規定による基準額（算定の過程においては掛け放しとし、当該算式によつて算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「地方消費税交付金基準額（従来分）」という。）

算式Ⅰ

$\alpha \times 0.5 \times (a / b + c / d) \times 0.75$

算式Ⅰの符号

α　道府県が地方税法第 72 条の 115 第 1 項の規定により当該道府県内の市町村に交付する当該年度の見込額

a　当該市町村人口（当該市町村の地方税法第 72 条の 115 第 1 項に規定する人口とする。ただし、地方税法施行規則附則第 3 条の 2 の 4 の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による人口とする。以下この条及び附則第 14 条の 10 において同じ。）

b　当該市町村の属する道府県人口（当該道府県の区域内の市町村に係る市町村人口の合計数とする。以下この条及び附則第 14 条の 10 において同じ。）

c　当該市町村従業者数（当該市町村の地方税法第 72 条の 115 第 1 項に規定する従業者数とする。ただし、地方税法施行規則附則第 3 条の 2 の 5 の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による従業者数とする。以下この条において同じ。）

d　当該市町村の属する道府県従業者数（当該道府県の区域内の市町村に係る市町村従業者数の合計数とする。）

B　次の算式Ⅱによつて算定した地方税法第 72 条の 115 第 2 項の規定による基準額（算定の過程においては掛け放しとし、当該算式によつて算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「地方消費税交付金基準額（引上げ分）」という。）

算式Ⅱ

$\beta \times (a / b) \times 0.75$